

# 第22回 幸手市民まつり

## 11月8日(日)午前10時～午後4時(雨天決行)

### 【ステージ発表】

- ジバニャン・コマさんバラエティーショー、ものまね芸人「マイコーりょう」のパフォーマンス、鼓笛・吹奏楽発表、和太鼓演奏、歌謡ショー、中国雑技ショー、大抽選会など

### 【ストリート発表】

- オーブニングパレード(白百合幼稚園 鼓笛隊、幸手小学校・幸手中学校・幸手西中学校の各吹奏楽部)
- 幸手音頭流し踊り、よさこいソーラン、阿波踊り、太極拳、ヒップホップダンス、元氣アップ体操、和太鼓演奏、フラダンスなど

### 【子ども向けのイベント】

- エコトレイン(北陸新幹線E7系)
- キッズチャレンジ(お菓子釣り、ルーレットダーツなど)
- ポニー乗馬体験
- いちにち動物村(小動物とのふれあい)
- 子どもの縁日コーナー
- ふわふわバルーン

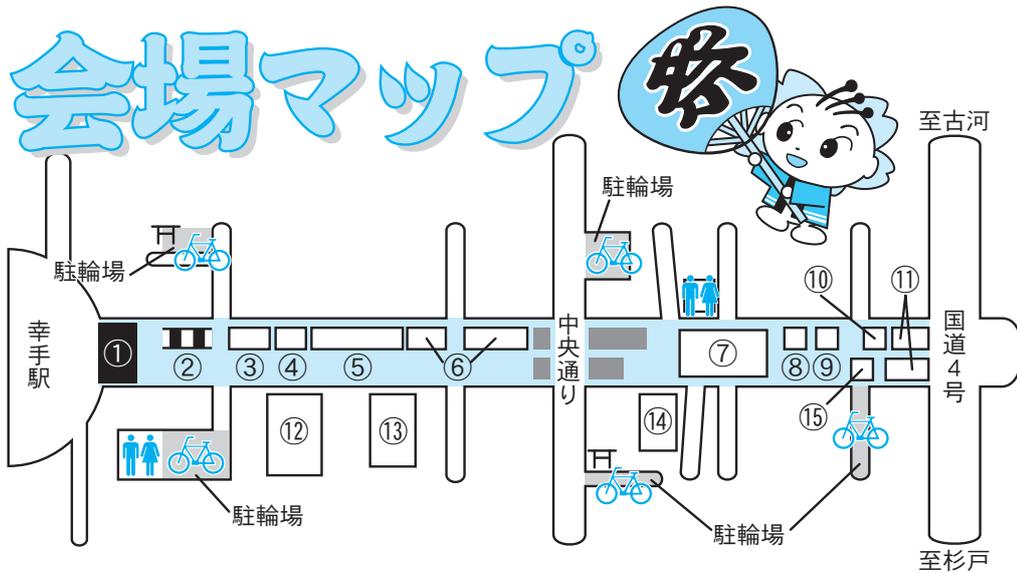
### 【模擬店・商工ブース・フリーマーケットなど】

- 農産物品評会、JA埼玉みずほほか農産物即売会
- 模擬店、物販、市民団体PRなど(39店舗)
- 国際交流村(世界の料理)
- フリーマーケット(16店舗)

### 【幸せ井ぶりグランプリ】

- 幸手産のおいしいお米を使ったお楽しみ井ぶりの販売(幸手軽飲食組合協力)

## 会場マップ



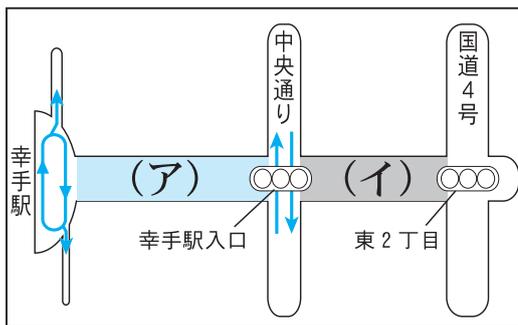
- ①ステージ
- ②エコトレイン
- ③JA埼玉みずほほか農産物即売会
- ④国際交流村
- ⑤商工ブース(飲食など)
- ⑥商工ブース(物販・PR)
- ⑦ストリートダンスステージ
- ⑧キッズチャレンジ
- ⑨ポニー乗馬体験
- ⑩いちにち動物村
- ⑪フリーマーケット
- ⑫農産物品評会
- ⑬幸せ井ぶりグランプリ
- ⑭子どもの縁日コーナー
- ⑮ふわふわバルーン

※駐車場スペースはありません。車でのご来場はご遠慮ください。

### 交通規制

- (ア) 幸手駅前～幸手駅入口交差点  
午前8時～午後5時
- (イ) 幸手駅入口交差点～国道4号交差点  
(東2丁目交差点)  
午前9時～午後5時

### ▼交通規制範囲



※幸手駅前ロータリーおよび中央通り(→部分)は通行可能です。

### 市内循環バスの運行経路一部変更

【利用できないバス停】  
西Aコース／⑦中1丁目南交差点

⑧中2丁目(栃木銀行前)

※そのほかのコースは通常運行を予定していますが、当日の交通事情により多少遅れが出る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ 幸手市民まつりの会事務局

幸手市商工会 ☎(43) 3830

商工観光課 ☎(43) 1111 内線59

2・FAX(43) 1123

# 11月は「ねんきん月間」

11月30日は「年金の日」



知っているようで  
よく知らない

## 国民年金

国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳～60歳の人が全員加入します。

加入者は、職業などにより、つぎの3種類に分かれます。

- ▶第1号被保険者 農業者、自営業者、学生など
- ▶第2号被保険者 厚生年金に加入する会社員、公務員など
- ▶第3号被保険者 第2号被保険者に扶養される配偶者

### この機会に年金加入状況の確認を！

誕生月に届く「ねんきん定期便」やご自宅のパソコンやお手元のスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

※詳細については、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) または年金事務所でご確認ください。

ねんきんネット

検索



### 国民年金保険料、納めていますか？

保険料を納めないまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料は期限内に必ず納めましょう。

#### ▼保険料を納め忘れたとき…

平成27年10月1日から3年限りの特例として、過去5年間に納め忘れた保険料を納めること(後納)ができます。年金事務所でお申し込みください。

#### ▼保険料を納めることが難しいとき…

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが難しい場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除・猶予、または学生納付特例となる制度があります(申請月の2年1か月前までさかのぼることができます)。なお、免除などを受けた期間は10年以内に納めること(追納)により、年金額を増やすことができます。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 145 ・ FAX(43) 1125  
春日部年金事務所 ☎ 048 (737) 7112

# ふるさと納税 ありがとうございます

「ふるさと納税制度」は、自分のふるさとや応援したい地方公共団体へ寄附した場合に、個人住民税の一部が控除される制度のことで、市では、平成20年度から受付を開始し、毎年、市内外を問わず、多くのみなさんからのご寄附をいただいています。

市では、ご寄附をいただいた人に、感謝のきもちを込めて、【特選 幸手のこしひかり(新米)】を贈呈しています。平成27年度から白米13.5kgを15kgに増量し、また、寄附者のみなさんからのご要望にお応えし、新たに玄米17kgをお選びいただけるようにしました。幸手市は、土壌に恵まれているため、お米がおいしいと好評をいただいています。

今年も10月から、平成27年産の新米の発送を開始しました。今後ご寄附をいただいた場合には、12月以降に新米をお届けする予定です。

▼平成27年7月～9月寄附者数 548人

▼平成27年度寄附者数 1,820人

▼平成27年度寄附金額 1,854万3,150円

※寄附金の受付状況は、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)に掲載しています。

### 問合せ

税額控除以外全般

財政課 ☎(43) 1111 内線 252 ・ FAX(43) 3783

寄附金に対する税額控除関係

税務課 ☎(43) 1111 内線 132 ・ FAX(43) 1125